

# 所得制限の導入と高校段階の教育費負担軽減の在り方

## — 高校無償化法改正案 —

文教科学委員会調査室 鈴木 友紀

### 1. 本法律案提出の経緯

#### (1) 高校無償化制度の導入

高校無償化制度とは、民主党への政権交代が行われた平成21年8月の第45回衆議院議員総選挙において、「子ども手当」の支給と並び、民主党の子育て・教育分野の主要施策の一つとして掲げられていたものである。同制度は、政権交代の翌年に開かれた第174回国会(常会)において、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年3月31日法律第18号)」(以下「高校無償化法」という。)が成立したことを受け、平成22年4月1日から実施されている。

高校無償化制度は、「家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくる」ため、公立高校の授業料を不徴収とするとともに、私立高校生等に対しては、「高等学校等就学支援金」(以下「就学支援金」という。)として授業料の一定額を助成することにより、家庭の教育費負担を軽減するものである。同制度では、「子どもを社会全体で支える」という理念が根底にあることから、所得制限は課されておらず、高所得世帯であっても制度の対象となる。

高校無償化法制定時の国会論議では、①所得制限を設けなかったことの是非、②給付型奨学金の導入など低所得世帯に対する更なる支援の必要性、③公立・私立高校間で生じる生徒の授業料負担の格差、④就学支援金の対象となる学校の範囲、等が主要な論点として取り上げられた<sup>1</sup>。こうした議論を踏まえ、衆議院では、法施行3年後の見直し規定を追加する修正が行われたほか、法施行3年後の見直しを行う場合の留意事項、低所得者世帯への経済的負担の一層の軽減など、計7項目から成る附帯決議が付された<sup>2</sup>。

#### 衆議院修正によって追加された附則

(検討)

2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

<sup>1</sup> 詳細については、拙稿「高校無償化」をめぐる国会論議『立法と調査』306号(平22.7)を参照されたい。

<sup>2</sup> 参議院では附帯決議は付されていない。

## 衆議院文部科学委員会における附帯決議（平成 22 年 3 月 12 日）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 本法施行後三年を経過した後に見直しを行う場合には、高等学校等における教育の充実の状況、義務教育後における多様な教育の機会の確保等に係る施策の実施状況、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減の状況を勘案しつつ、教育の機会均等を図る観点から検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 二 教育の機会均等を図る観点から、奨学金の給付に係る制度の創設その他の低所得者世帯の高等学校等における教育に係る経済的負担の一層の軽減を図るため、必要な支援措置を講ずること。
- 三 高校教育改革の取組を一層進めるとともに、高等学校等における教育の質の更なる向上に努めること。
- 四 私立高等学校の生徒に関しては、本制度の実施後も、授業料が無償とならない上に、授業料以外の教育費負担も大きいことから、今後より一層教育費負担軽減を図る必要があることにかんがみ、私学助成等の充実を図ること。
- 五 特定扶養控除の見直しに伴い、現行よりも負担増となる家計については、適切な対応を検討すること。
- 六 国際人権A規約における中等教育の漸進的無償化条項の留保撤回を行うこと。
- 七 本制度の趣旨・内容について、関係者に対する周知・説明を十分に行い、円滑な実施に向けて、最大限努力すること。

### （２）制度施行後の状況

高校無償化制度の政策効果について、『平成 23 年度 文部科学白書』では、同制度の導入や都道府県による授業料減免等の取組によって、①経済的理由による高校中退者数の減少、②高校中退者のうち再入学・編入学した者の数の増加、③制度導入前に比べ、希望に応じた進路を中学生が選択できるようになったとする市町村が約 70%に上る、④低所得世帯の私立高校生に対する支援の充実、という 4 点の変化を挙げて説明している<sup>3</sup>。

また、我が国は、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（いわゆる「国際人権A規約」）のうち、中等教育及び高等教育における「無償教育の漸進的な導入」を規定する第 13 条 2（b）及び（c）について、昭和 54 年 6 月の締結以来、留保を付してきたが、中等教育段階については高校無償化制度が導入され、高等教育段階においても授業料減免措置や奨学金の充実が図られてきたことから、平成 24 年 9 月に留保撤回を果たしている<sup>4</sup>。

<sup>3</sup> 文部科学省『平成 23 年度 文部科学白書』145 頁、146 頁

<sup>4</sup> 詳細については、中内康夫「社会権規約の中等・高等教育無償化条項に係る留保撤回」『立法と調査』337 号（平 25. 2）を参照されたい。

一方、所得制限の是非を始め、制度導入時から指摘されている論点については、法施行後も、各党において議論が行われ、例えば、自由民主党からは、所得制限（世帯年収 700 万円以下）を設けることによって捻出できる財源 2,000 億円を用いて、公私間格差の是正や低所得者支援の給付型奨学金の支給等に充てる案が示された<sup>5</sup>。

さらに、平成 24 年 2 月から 3 月にかけて、民主党、自由民主党、公明党の 3 党の実務者により、高校無償化制度に関する政策効果の検証と必要な見直しについての協議が行われ、3 月 6 日に論点整理がまとめられた。同論点整理では、公私間の手続面における不平等の解消や生徒への制度の趣旨の徹底など一部の項目については 3 党の見解が一致したが、所得制限については、意見の隔たりが大きく、自由民主党の「所得制限の導入による財源を元に、公私の授業料差額の一定額の支給、低所得世帯対象の給付型奨学金の創設を行うべき」という見解、民主党の「所得制限の導入は、制度の理念を大きく後退させる、実務的にも困難」という見解が併記されるにとどまった。

### （3）本法律案の提出

平成 24 年 12 月に行われた第 46 回衆議院議員総選挙におけるマニフェストにおいて、自由民主党は、「高校授業料無償化については、所得制限を設け、真に「公助」が必要な方々のための政策に転換」することを盛り込んだ。翌 25 年に公表した「J-ファイル 2013 総合政策集」においても、その方針は引き継がれている。

#### 自由民主党「J-ファイル 2013 総合政策集」（平成 25 年 6 月）における記述

##### 301 子供たちの夢を徹底的に支援するための教育費負担の軽減

家庭の経済状況に関わらず、志ある子供たちの夢を徹底的に支援するため、各学校段階で教育費負担の軽減のための取組みを強化します。（中略）高校授業料無償化については、所得制限を設け、低所得者のための給付型奨学金の創設を図ることや私学における低所得者の授業料無償化などの公私間格差を解消するための財源とすることを検討するなど、真に公助が必要な方々のための制度になるように見直します。

さらに、平成 25 年 7 月に行われた第 23 回参議院議員通常選挙の後、自由民主党と公明党との間で、高校無償化制度に係る与党作業チームによる協議が行われた後、平成 25 年 8 月 27 日に、両党の政務調査会長の間で、平成 26 年度から所得制限を新たに導入することや、所得制限の基準額を 910 万円とすること等を内容とする確認書が交わされた<sup>6</sup>。

こうした状況の下、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案」（閣法第 7 号）は、平成 25 年 10 月 18 日に閣議決定され、同日、国会に提出された。

<sup>5</sup> 第 180 回国会衆議院予算委員会議録第 19 号 10 頁（平 24. 3. 1）  
自由民主党WEB（<https://www.jimin.jp/activity/colum/116081.html>）

<sup>6</sup> 『読売新聞』夕刊（平 25. 8. 27）

## 2. 本法律案の概要

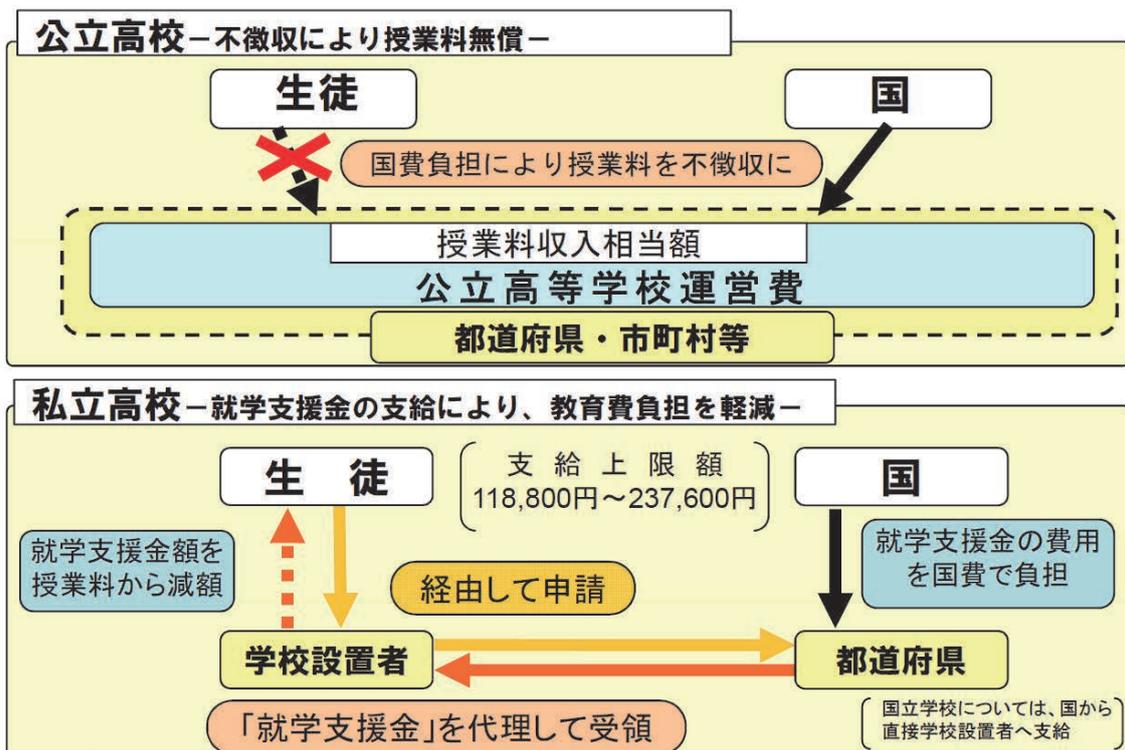
本法律案は、「教育に係る経済的負担の軽減を適正に行うため」<sup>7</sup>、現在は全ての高校生等が対象である高校無償化制度に所得制限を設けようとするものであり、主な内容は以下のとおりである。

### (1) 公立高校と私立高校等の制度の一本化

現行制度では、公立高校生については国庫負担により授業料が不徴収とされている。

一方、私立高校生等については、地方交付税算定における公立高校の授業料標準額であり、制度導入時の公立高校の授業料相当額であった年額 11 万 8,800 円が、都道府県から学校設置者を經由して、就学支援金として支給される。さらに、私立高校生等については、授業料の平均額が年額約 38 万円（平成 24 年度）に上るなど経済的な負担が重いこと等を踏まえ、生徒の保護者の年収が 250 万円未満程度の場合には 2 倍（年額 23 万 7,600 円）、250 万円から 350 万円未満程度の場合には 1.5 倍（年額 17 万 8,200 円）を上限として、就学支援金の加算が行われている。

現行制度の概要



(出所) 文部科学省資料より抜粋

<sup>7</sup> 本法律案の「理由」より抜粋。

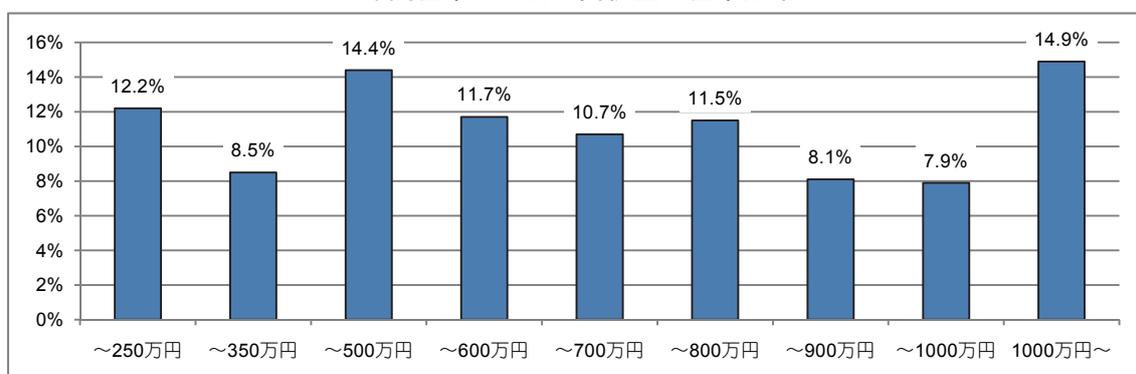
このように、現行制度では、公立高校に係る授業料の不徴収制度と私立高校等に係る就学支援金制度という二本立ての設計となっているが、本法律案では、所得制限の導入に伴って公立高校においても授業料徴収が必要となることから、公立高校の不徴収制度は廃止され、私立高校等と同じ就学支援金制度に一本化されることとなる。これに伴い、法律の名称も「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に変更される。

## (2) 所得制限の導入

本法律案により、所得制限が導入されることとなり、「保護者等の収入の状況に照らして経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者」、つまり高所得世帯の生徒等については、就学支援金を支給しないこととなる。

所得制限の基準額については、自由民主党と公明党の政調会長合意において決定された世帯年収 910 万円とすることが予定されているが、基準額は政令事項となるため、本法律案には盛り込まれておらず、今後、政令の中で規定されることとなる。基準額を 910 万円とした理由については、①所得制限の対象を、現行制度で加算が行われている世帯数と同様に、全体の 2 割程度にすること（下図参照）、②都道府県が独自に実施する授業料減免支援制度のうち最も手厚い京都府（年収 900 万円）や独立行政法人日本学生支援機構による無利子奨学金の所得制限の基準額（年収 890 万円）を上回る額にすること、③私立高校生への支援を中間所得者層、すなわち子どものいる世帯の収入の中央値である年収 590 万円まで拡大すること、という 3 点を挙げて説明がなされている<sup>8</sup>。

年間世帯収入別 高校生の世帯分布



年収区分	～250万	～350万	～500万	～600万	～700万	～800万	～900万	～1000万	1000万～
分布割合	12.2%	8.5%	14.4%	11.7%	10.7%	11.5%	8.1%	7.9%	14.9%
累計	12.2%	20.7%	35.1%	46.9%	57.6%	69.1%	77.2%	85.1%	100.0%

※分布割合は、家計消費状況調査（平成 23 年）の年間収入階級別世帯分布（高校生のいる世帯）を基に、現行制度の実績を勘案して算定している。

（出所）文部科学省資料より作成

現在、就学支援金の加算に係る収入基準である 250 万円、350 万円という額については、

<sup>8</sup> 第 185 回国会衆議院文部科学委員会議録第 3 号（平 25. 11. 6）

妻が専業主婦、子ども2人のうち1人が高校生という4人家族をモデルとしているものであり、実際の所得確認は、世帯構成や個人の事情を反映できる課税額（市町村民税所得割）によって行われている。所得制限の基準額として予定されている910万円という基準額についても、これまでの基準と同様に、課税額を基準とするとされている<sup>9</sup>。

文部科学省は、こうした所得制限の導入により、就学支援金の対象外となる生徒数が約79万人となり、890億円の財源が捻出できると説明しており、この財源を用いて、「3. 法改正以外の制度の見直しの方向性」で後述するような低所得世帯への支援の拡充等を行いたいとしている<sup>10</sup>。

### （3）施行期日、経過措置

本法律案の施行期日は、平成26年4月1日である。

施行期日については、例えば、全国知事会が平成25年8月22日に下村文部科学大臣に対して行った申入れの中で、条例や各種システムの整備のための準備期間が必要であることや、受験生や保護者への周知期間が必要であることから、「全団体に統一して平成26年4月から実施することには多くの課題があり、非常に難しい問題である」との見解が示されるなど議論があった<sup>11</sup>。また、本法律案は、予算関連法案であり、本来であれば予算の提出と併せて通常国会に提出すべき法案であるが、非常に異例のことながら、臨時国会への提出となっている。文部科学大臣は、これらの点について、「通常国会に出していると、来年4月からの地方自治体の、これは条例改正なりあるいはシステム開発なり、準備が整わないということで、例外の例外としてこの臨時国会に出させていただいた法案」であると説明している<sup>12</sup>。

なお、施行期日前から高校等に在学する者については、従前の制度を適用するとの経過措置が設けられたことから、平成26年4月に高校等に入学する生徒から、学年進行で本法律案による所得制限がかけられることとなる。

## 3. 法改正以外の制度の見直しの方向性

所得制限によって捻出された財源については、前述の自公合意によれば、制度導入時から指摘されてきた低所得世帯への支援など、各課題に対応するために用いられることとされている。しかし、本法律案は、先述したとおり、平成26年度予算編成の前となる臨時国会へ提出されたものであることから、捻出された財源が、具体的にどのような施策に、どの程度の金額を充てられることになるかなど、高校無償化制度の見直しの全体像が確定するのは、予算編成や政省令の改正を待たなくてはならない。本稿執筆時点（平成25年11月15日現在）では、文部科学省から、以下のような施策について見直しを行うことが示さ

<sup>9</sup> 第185回国会衆議院文部科学委員会議録第3号（平25.11.6）

<sup>10</sup> 第185回国会衆議院文部科学委員会議録第3号（平25.11.6）

<sup>11</sup> 全国知事会「公立高等学校の授業料無償制及び高等学校等就学支援金制度の見直しに関する申し入れ」（平25.8.22）、全国知事会「公立高等学校の授業料無償制及び高等学校等就学支援金制度の見直しにおける地方負担の考え方等について」（平25.10.3）

<sup>12</sup> 第185回国会衆議院文部科学委員会議録第3号（平25.11.6）

れている。

### (1) 低所得世帯支援のための「奨学のための給付金」の創設

高校無償化制度の導入以前から授業料が全額免除されていた低所得世帯には、制度導入による恩恵はない。また、文部科学省の「子どもの学習費調査」(平成 22 年度)によると、高校段階において、授業料以外の学校教育費は、公立高校で約 24 万円、私立高校では約 46 万円に上るなど家計の負担が大きいことが指摘されている。

そこで文部科学省は、義務教育段階で行われている要保護及び準要保護世帯への教育費負担の軽減策である就学援助制度を参考として、成績要件等が定められている現行の貸与型奨学金とは異なる制度として、低所得世帯への新たな支援となる「奨学のための給付金」を創設したいとしている<sup>13</sup>。これは、年収 250 万円未満程度の世帯に対して<sup>14</sup>、教科書費、教材費、学用品費等に対する支援として、都道府県に対する国庫補助(補助率 3 分の 1)を創設するものであり、給付金の額については、公立高校生については年額約 13 万円、私立高校生等に対しては年額約 14 万円とすることが検討されている。

### (2) 公私間格差の是正のための高等学校等就学支援金の拡充

私立高校の授業料は、先述したとおり年額約 38 万円(平成 24 年度平均額。以下同じ。)に上り、これに加えて施設整備費等が約 17 万円、入学時には入学金約 16 万円が必要となる<sup>15</sup>。そのため、初年度の納付金は合計約 70 万円に上り、私立高校生を抱える家庭の経済的負担は非常に重いものとなっている。一方の公立高校については、現状では、授業料は不徴収であり、施設整備費等もなく、入学金も約 5,600 円である。

こうした状況について、高校無償化制度の導入以前には、公立高校と私立高校の授業料の比率が 1 対 4 であったのに対し、制度導入後には 0 対 3 となったことから、公私間格差が拡大したという指摘がなされていた<sup>16</sup>。

今回の見直しでは、こうした公私間格差の解消に向け、低所得世帯の私立高校生等に対する就学支援金の加算を増やし、さらに、加算の対象となる年収の幅を上げたいとしている。具体的には、文部科学省は、年収 250 万円未満の世帯については 2 倍から 2.5 倍に(年額 29 万 7,000 円)、250 万円から 350 万円未満の世帯について 1.5 倍から 2 倍に(年額 23 万 7,600 円)に加算額を引き上げるとともに、これまで加算のなかった 350 万円から 590 万円未満の中所得世帯についても 1.5 倍(年額 17 万 8,200 円)の加算を行うとしている<sup>17</sup>。

<sup>13</sup> 第 185 回国会衆議院文部科学委員会議録第 3 号(平 25. 11. 6)

<sup>14</sup> 生活保護を受けている世帯の高校生等に対しては、生業扶助のうち「高等学校等就学費」として、教材代、入学金、通学のための交通費等が支給されるため、生活保護を受けている世帯は除かれている。

<sup>15</sup> 文部科学省高等教育局私学部私学助成課「平成 24 年度私立高等学校等授業料等の調査結果について」(平 24. 12)

<sup>16</sup> この指摘に対し、制度導入時においては、文部科学省は、低所得世帯の私立高校生等については就学支援金の加算が行われることや、都道府県が独自に行っている授業料減免補助が就学支援金に上乗せされることにより、「私立高校生に対しては手厚い支援を行っているところであり、公私間格差は縮小する」と説明していた。第 174 回国会衆議院本会議録第 10 号 16 頁(平 22. 2. 25)

<sup>17</sup> 第 185 回国会衆議院文部科学委員会議録第 3 号(平 25. 11. 6)

なお、590万円という額の根拠としては、子供のいる世帯の収入のおよその中央値であることが挙げられている<sup>18</sup>。

### （３）在外教育施設への支援の拡大

高校無償化法では、就学支援金の支給対象者は、私立高校生等のうち、「日本国内に住所を有する者」（第４条）に限られており、日本人学校等の在外教育施設に通う生徒については、就学支援金は支給されない。こうした制度設計に対し、制度導入時より、「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、・・・教育上差別されない」とする教育基本法第４条第１項の趣旨に反しており、海外在住の日本人生徒についても、就学支援金の支給対象にすべきとの指摘がなされていた<sup>19</sup>。

今回の見直しでは、在外教育施設に通う日本人高校生に対し、新たに就学支援金に相当する額を支給するとしている。本法律案において、法第４条の「日本国内に住所を有する者」という規定は変更されておらず、この支援は、就学支援金制度の枠組みではなく、予算措置として行われる。新たな支援を受ける在外教育施設として、文部科学省は、高校段階を有する日本人学校である上海日本人学校や、日本の学校法人が主体となって海外に設立した早稲田渋谷シンガポール校、立教英国学院等を挙げており、これらの学校に通う生徒のうち所得制限にかからない者に対して支給するとしている<sup>20</sup>。

### （４）専修学校や各種学校への支援の拡大

現行制度では、多様な学びを支援するため、私立高校のみならず、専修学校や各種学校のうち「高等学校の課程に類する課程」に学ぶ生徒も、就学支援金の支給対象となっている（法第２条第５号）。現在、省令によって、専修学校については高等課程、各種学校については外国人学校のうち、①大使館を通じて日本の高等学校の課程に相当する課程であることが確認できるもの、②国際的に実績のある学校評価団体の認証を受けていることが確認できるものが就学支援金の支給対象とされている。

今回の見直しにより、就学支援金の支給対象となる専修学校や各種学校の範囲を拡大するとしている。具体的には、専修学校一般課程や各種学校のうち、国家資格者養成過程の指定を受けている学校（中学校卒業以上を入学資格とする准看護師、理容師、美容師などの養成課程）に通う生徒に対し、就学支援金を支給するとしている<sup>21</sup>。

### （５）特別支援教育就学奨励費の拡充

特別支援教育就学奨励費とは、障害のある幼児児童生徒が特別支援学校や小学校、中学校の特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ、国及び地方公共団体が補助する仕組みである。対象とする経費は、通学費、

<sup>18</sup> 第 185 回国会衆議院文部科学委員会議録第 3 号（平 25. 11. 6）

<sup>19</sup> 第 174 回国会衆議院文部科学委員会議録第 4 号 12 頁（平 22. 3. 5）

<sup>20</sup> 第 185 回国会衆議院文部科学委員会議録第 3 号（平 25. 11. 6）

<sup>21</sup> 第 185 回国会衆議院文部科学委員会議録第 3 号（平 25. 11. 6）、文部科学省資料

給食費、教科書費、学用品費、修学旅行費等であるが、今回の見直しにより、特別支援学校の高等部に通う生徒について、学用品の購入費の拡充として最大5万円の加算や、交通費の補助対象範囲などの拡充などを行いたいとしている<sup>22</sup>。

これは、高校無償化制度の導入と併せて一般の扶養控除に上乗せして控除が行われる「特定扶養控除」の縮減が行われたことにより、もともとの授業料が4,800円（年額）と低額であり、かつ現状においては授業料徴収が行われていなかった国公立特別支援学校の高等部の生徒については、高校無償化による便益よりも、特定扶養控除の縮減に伴う負担増の影響が上回ったことに対応するためのものである<sup>23</sup>。

#### （6）その他

以上のほか、保護者の失職・災害等による家計急変への対応のための国庫補助事業の創設や、都道府県に対して所得確認等に係る事務費を措置したいとしている。

### 4. 本法律案の主な論点～高校無償化法の理念と給付型奨学金の創設～

#### （1）「高校無償化法」の理念

文部科学省は、高校無償化制度を導入した趣旨や所得制限を設けなかった理由について、制度導入時の国会論議以来、①高校等の進学率が約98%に達し、国民的な教育機関となっており、高校等の教育に係る費用について社会全体で負担していくことが要請されていること、②家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の経済的負担の軽減を図ることが喫緊の課題となっていること、③諸外国では多くの国で後期中等教育を無償としているなど高校無償化は、国際的な状況に照らして一般的なものと考えられること、の3点を挙げて説明してきた<sup>24</sup>。

下村文部科学大臣は、所得制限のない現行制度について、「より近い無償化に向けた第一歩だということで評価したいと思いますし、この理念はぜひ継承していきたい」としており、一定の評価を下している。また、本法律案は、「さらなる、より公正公平に向けた制度設計の見直し」であり、これまでの理念に変更はない旨の説明を行っている<sup>25</sup>。その上で、「財政的に非常に厳しい中、さらに赤字国債を発行してまで教育について予算を増やすということについての国民的な理解はまだ得られない」ことから、「高校については、限られた財源の中で、所得制限をすることによって捻出してこのような対応をせざるを得なかった」と、所得制限を導入する必要性を説明している<sup>26</sup>。

本法律案によって所得制限を設けることについては、「限られた財源を有効活用し、教育施策を充実させることが肝要だ」、「家庭の経済状況により、学習環境に格差が生じることは好ましくない。見直しの方向性は理解できる」（読売新聞社説）と容認する見解も根強

<sup>22</sup> 第185回国会衆議院文部科学委員会議録第3号（平25.11.6）

<sup>23</sup> このうち、非課税世帯の生徒等については、そもそも特定扶養控除の対象ではなく、負担増とはならない。

<sup>24</sup> 第185回国会衆議院文部科学委員会議録第3号（平25.11.6）

<sup>25</sup> 第185回国会衆議院文部科学委員会議録第3号（平25.11.6）

<sup>26</sup> 第185回国会衆議院文部科学委員会議録第3号（平25.11.6）

いが<sup>27</sup>、「子どもの学びを社会全体で等しく支えるという基本理念が損なわれてしまう」（東京新聞社説）<sup>28</sup>、「所得制限は権利保障の理念とは別の話。事務的費用を考慮しても所得制限すべきではない」（広田照幸日本大学教授）など<sup>29</sup>、本来の理念の否定につながるの見方もある。

## （２）平成 26 年度予算編成における給付型奨学金の実現可能性

文部科学省は、平成 22 年度から平成 24 年度の各概算要求において、高校生に対する給付型奨学金の創設を盛り込んでいた。しかし、給付型奨学金については、「貸与制を基本としてきた奨学金について給付型を導入することの影響などについて総合的に勘案する必要がある」、「こうした施策を実現するに当たっては、歳入歳出両面にわたる徹底した予算の見直しが必要」という財務省の考え方の下、現在に至るまで、その創設には至っていない<sup>30</sup>。平成 25 年 5 月 14 日に行われた財政制度等審議会財政制度分科会においても、財務省からは、「経済的事由による中退者が少ないこと、義務教育を終えた者に対する支援であること、地域の事情に応じたきめ細かい対応が求められることを踏まえると、国として、別途給付型奨学金を創設する必要はないのではないか」との見解が示されていた<sup>31</sup>。

文部科学省は、先述したとおり、本法律案によって所得制限を導入したとしても、高校無償化法の理念を損なうものではないと説明している。しかし、予算編成が行われていない現状では、高校無償化制度の見直しの全貌は不明瞭であり、本法律案に対する質疑を通して見えてきた見直しの具体的内容も、予算編成が終わるまでは、あくまで「案」に過ぎない。仮に、所得制限の導入により捻出された財源が、「高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する」という高校無償化制度の目的に合致した施策に効果的に用いられることがなければ、本法律案による所得制限の導入が、高校無償化制度の理念の後退に直結することにもなりかねない。

衆議院文部科学委員会で付された附帯決議では、「教育は未来への投資であることに鑑み、就学支援金については、将来的に所得制限を行うことなく、全ての生徒に支給することができるよう必要な予算の確保に努めること」や「所得制限を導入することにより捻出される財源によって創設される予定の奨学のための給付金など高校生世帯の教育費負担軽減施策については、その確実かつ継続的な実施を図るため、平成二十六年度予算の編成を通じ、最大限努力すること」等が盛り込まれた<sup>32</sup>。平成 26 年度予算編成や平成 25 年度内に行うとされる政省令改正など、今後の動きを引き続き注視していくことが必要となろう。

（すずき ゆき）

<sup>27</sup> 『読売新聞』（平 25. 9. 6）

<sup>28</sup> 『東京新聞』（平 25. 9. 24）

<sup>29</sup> 『静岡新聞』夕刊（平 24. 11. 27）

<sup>30</sup> 第 174 回国会参議院本会議録第 10 号 7 頁（平 22. 3. 19）

<sup>31</sup> 財政制度等審議会財政制度分科会配付資料（平 25. 5. 14）

<sup>32</sup> 第 185 回国会衆議院文部科学委員会議録第 3 号（平 25. 11. 6）